

学生達が動物にみる相互扶助と信用金庫

「信用金庫を動物に例えると何ですか?」。先頃、都内の某大学において「信用金庫の歴史・概要」を話す機会を得た。本会では『地域経済と信用金庫～理論と実践』というテーマで、都内信用金庫の役職員や取引先企業の経営者等が現場で働く生の声を伝えながら、協同組織金融機関である信用金庫の存在意義や中小企業取引の実務等について、学生たちの興味・関心を高めていこうという寄付講座を実施している。15回に亘るこの講義では各回ごとに授業の感想とは別に、担当教員がユニークな質問を提示して学生たちにレポートを課すのだが、今回はこの内容であった。学生たちの回答の代表例を示してみたい。

最も多く挙がっていたのが「蟻」「蜂」。昆虫ではないかと訝かったが、生物だからと許容。巣をつくり食べ物を集め、協力して助け合いながら働いて巣を大きくするからというのが理由。次に、人々の身近にいて庶民的で人間との信頼関係を築いているということで「イヌ」。「サル」「シマウマ」「ゾウ」「キリン」。また「オオカミ」「ライオン」。前者はいずれも群れをなして仲間と共生し外敵から身を守る、どこか優しいイメージ。後者は猛々しくも群れの結束力は固く、強いリーダーの統率によって悠然と生きる。「クモ」や「インゲンチャク」「コウモリ」「ミミズ」なんてのもあった。それから当たり前のようだが「ヒト」という回答。困っているときにお互い助け合い、協力してことを成す、人と人とをつなぐのが人間であり、動物の中で相互扶助の関係が一番なのは人間というものであった。

自分の講義で与えた信用金庫の印象が、あまりにも小さい生き物や草食系動物とかのひ弱いイメージにしか連想させられないようであったら、自らの伝え方の稚拙さ未熟さを恥じなければならない。だが、協同組織や相互扶助の精神はなんとか伝えられたようである。15回の講義が終了したのち改めて学生たちに同じ質問で問うてみたい。例えにどのような変化が表れているであろうか。個人的には、自分たちの考えを貫く強さがある風に向かって立つライオンのように、困難に立ち向かって頑張っている姿を想像してもらえたら嬉しいのだが。

一般社団法人東京都信用金庫協会 業務部業務課長 永田 一洋

■本号の目次■

| | |
|---|---|
| 学生達が動物にみる相互扶助と信用金庫 (永田一洋) | 1 |
| ◆時評◆金融協同組合への期待 (栗本 昭) | 2 |
| ◆第112回研究会報告◆「TPPが日本の地域社会・経済に与える影響を考える」(岡田知弘) | 8 |
| ◆「提言集」増刷(11) ◆第113回研究会のお知らせ、予告・2013年度先進業務事例視察(12) | |

2013年10月発行【編集・発行者】協同金融研究会(事務局長・小島正之)

〒102-0083 千代田区麹町3-2-6 麹町本多ビル3B 日本福祉サービス評価機構気付
電話&Fax 03-3262-2260

*HPを開設しました (<http://kyodokinyu.org>) / Facebookもご利用ください。

金融協同組合への期待

公益財団法人 生協総合研究所 栗本 昭

1. はじめに：国連、ICA における金融協同組合への期待¹

2009年12月の国連総会において2012年を「国際協同組合年」(IYC)とする決議が採択され、国連やICA、各国の政府および協同組合の取り組みが始まった。この決議は「各国政府及び国際機関に対し、協同組合及び協同組合組織と協力し、全ての人が容易に利用できる手頃な価格の金融サービスを提供することによって誰でも受け入れる金融という目標を満たす金融協同組合の成長を適宜促進するように」要請している。国連決議の背景には、2008年のリーマン・ショック以降の金融・経済危機に際して、協同組合が耐久力、回復力を示したことについての積極的な評価がある。このような評価は国連専門家グループ会議の報告書や2009年の『危機の時代における協同組合ビジネスモデルのレジリエンス』ⁱⁱと題するILO報告でも表明されている。すなわち、協同組合は地域の経済社会に根ざしており、バブルとその崩壊の影響を最小限に抑えてきたことから、経済システムに安定性をもたらさうることを指摘している。このように国連決議はとりわけ金融にかかわる協同組合の成長を促進するように求めている。さらに、ICAは2012年10月のICAマンチェスター総会において国際協同組合年の成果を引き継ぐために10年間(2011年から2020年まで)の協同組合の発展計画を盛り込んだ『ブループリント』を発表したが、そのなかでも協同組合の組合員参加、持続可能性、アイデンティティ、法的枠組み、資本の5つの戦略的テーマを提示し、金融協同組合への期待を表明している。

小論は、世界の金融協同組合の位置について解説する。次に、金融危機への対応という側面から金融協同組合のベスト・プラクティスを紹介する。また、金融協同組合に対する金融規制のあり方について考察する。最後に、今後の金融協同組合の役割と課題を提示し、日本の金融協同組合に対する期待を述べることにしたい。

2. 世界の協同組合運動における金融協同組合の位置

金融協同組合は異なるルーツをもち、様々の発展経路をたどってきたことから、その概念や呼称も多様である。国連のIYC決議における「金融協同組合」や世界銀行の報告における「協同組合金融機関」は金融という機能面に着目した呼称である。一方、ICAにおける「協同組合銀行」には「信用協同組合」、「貯蓄・信用協同組合」などが含まれる。このうち、ヨーロッパの組織は欧州協同組合銀行協会(EACB)を組織しているが、多くはライフアイゼン系の組織の国際機関であるIRU(国際ライフアイゼン連盟)にも加盟している。2008年にはEACBに加盟する26の協同組合銀行あるいは連合会には4,461行、5,200万人の組合員が属しており、預金の21%、貸出の19%の市場占有率をもっている。アジアでも日本の総合農協や労働金庫、韓国の農協、信協、セマウル金庫、インドの各種協同組合銀行、スリランカの貯蓄信用協同組合、アジアクレジット・ユニオン協議会(ACCU)など多様な組織

がICAに加盟しているが、金融協同組合セクターとしてのまとまった統計はない。他方、WOCCU（世界信用協同組合協議会）によれば、2000年から2008年の間にクレジット・ユニオンの数は36,500から53,600に、組合員数は1.08億人から1.86億人に急増している（発祥の地である北米は組合員の56%を占める）。ICAの統計ではクレジット・ユニオンは世界の組合員数の29.5%、単位組合数の27.6%を占める最大の勢力となっている。

ICAは2006年から世界のトップ300協同組合のランキングを発表しているが、11月に発表される2013年度版の世界協同組合モニター（2011年度統計）によれば、銀行セクターのシェアは5.1%にとどまっている。これは金融・保険の協同組合については手数料収入（付加価値に近い）をカウントしているのに対し、農協・生協などは事業高をカウントしていることからくるが、保険セクター（相互会社を含む）の30.9%と比べると小さい。このランキングにおける上位15銀行の表を以下に掲げる。

| 順位 | 銀行・グループ名 | 国名 | 銀行収入* |
|----|------------------|--------|-------|
| 1 | クレディ・アグリコール | フランス | 45.59 |
| 2 | 庶民銀行・貯蓄金庫(BPCE) | フランス | 30.27 |
| 3 | クレディ・ミュチュエル | フランス | 18.08 |
| 4 | デジャルダン | カナダ | 12.93 |
| 5 | ラボバンク | オランダ | 11.89 |
| 6 | 連邦農村信用銀行 | アメリカ | 6.26 |
| 7 | ライファイゼン中央銀行(RZB) | オーストリア | 4.65 |
| 8 | ドイツ中央協同組合銀行(DZ) | ドイツ | 4.11 |
| 9 | アグリバンク | アメリカ | 3.53 |
| 10 | 海軍連邦クレジットユニオン | アメリカ | 3.24 |
| 11 | OP-POHJOLA | フィンランド | 2.30 |
| 12 | スイスライファイゼン銀行 | スイス | 2.21 |
| 13 | ユーバンク | アメリカ | 1.91 |
| 14 | アグファースト農村信用銀行 | アメリカ | 1.43 |
| 15 | オンタリオ庶民金庫連盟 | カナダ | 1.27 |

*10億ドル

3. 金融危機と金融協同組合

2007年のサブプライムローンの債務不履行の頻発、2008年9月のリーマン・ショックを契機として世界に広がった金融危機のなかで、アメリカのセントラル・クレジット・ユニオンやフェデラル・クレジット・ユニオンは証券化商品への投資の結果として巨額の損失により政府の支援を要請し、カナダのサスカチュワン州セントラル・クレジット・ユニオンやデジャルダン銀行は損失を計上した。他方、グローバルプレーヤーとして活動しているフランスのクレディ・アグリコールを含む大手銀行は企業金融や投資銀行部門を中心に金融危機の影響を受け、国家資本参加会社による資本注入やグループ間の統合を余儀なくされた。日本の農林中央金庫はサブプライムローン関連の金融商品を抱えたアメリカの政府支援法人(GSE)

の債券を大量に保有していたことから1兆円を超える含み損を生じたが、JAグループによる資本増強で乗り越えた。

しかし、金融協同組合は全体として金融危機のなかで耐久力を発揮した。その結果、商業銀行からクレジット・ユニオンへの預け替えがすすんだ。アメリカでは2008年に民間の商業銀行の貸付が信用収縮によって40%減少したのと対照的に、クレジット・ユニオンの貸付は6.7%増えている（前者は310億ドル減少したのに対して、後者は360億ドル増加した）。2009年にクレジット・ユニオンへの預金は10%増えたとみられている。その結果、クレジット・ユニオンの組合員数は2004年の8,500万人から2008年の9,000万人に増加した。カナダ（ケベック州を除く）ではクレジット・ユニオンの組合員、預金、資産は2008年後半に記録的な増加をした。マニトバ州では2008年に40.7%の市場占有率を記録した。ヨーロッパでもオランダのラボバンクは2008年に貸付の市場占有率を42%に伸ばし、その傘下の銀行は預金を20%伸ばした。イギリスでは超低金利政策で預金が抑制されるなかで、ビルディング・ソサエティの預金のシェアは2008年2月からの1年間で20.2%から21.4%に増加した。

バーチャルは金融危機が金融協同組合の重要な組織的比較優位性を示したことで、顧客がそれを評価し始めたと述べている。金融協同組合が組合員に所有されていることから他の金融機関よりもリスク回避的な傾向があること、利潤や株主の利益によって突き動かされていないことから人々に不適切な貸付を強制するよう要請されていないこと、地方の組織が中央の組織の決定を精査するガバナンス構造をもっていること、組合員への貸付は他の組合員のお金であり、預金と貸付の直接の結びつきがモラル上の制約として働いていること、組合員の預金によって資金調達していることから資本市場に依存していないこと、投資家からの安易な資金を獲得するために資本市場に行くことができないために利潤を留保してより小さなリスクをとる傾向があること、安定したリターンと預金・貸付へのよりよいアクセスによって特徴づけられるリテール金融が強力であることなどを要因としてあげている。同時に、金融危機による不況が深化し長期化するなかで、金融協同組合は不良債権の増加や組合員の所得減による預金の低下に直面するばかりでなく、政府の資本注入によって救済され高金利を提供する商業銀行と競争しなければならない。一時国有化された銀行が新たにリテール銀行に再編されると、金融協同組合にとっては競争が厳しくなるということも予想される。

(Birchall, 2011)

金融危機と協同組合銀行の対応に関して『欧州の協同組合銀行』は文献を詳しくレビューしている(斉藤由理子, 重頭ユカリ, 2010年)。協同組合サイドからはICA銀行委員会(ICBA)やEACB, ラボバンクのレポートが、国連機関からは2009年の国連専門家会議における報告およびILOの報告『金融危機における協同組合の耐久力』, 欧州政策研究センターによる報告『欧州における銀行セクターの多様性に関する研究: 協同組合銀行の主要な展開, パフォーマンスおよび役割』を紹介しており、有益な情報を提供している。

4. 金融規制と金融協同組合

アメリカのサブプライムローン問題をきっかけに、2007年の住宅バブル崩壊、2008年のベア・スターンズの破たん、政府支援法人の実質破たんからリーマン・ショックへと続く金

融危機は瞬く間に各地に拡散し、世界金融危機をもたらした。アメリカ政府やヨーロッパ諸国政府による公的資金を使った救済措置により金融業界は一旦は小康を取り戻したかに見えたが、各国は財政危機に苦しみ、ヨーロッパの通貨危機、ソブリン危機は一層深刻化している。その原因として1990年代以降の金融規制の緩和による金融のカジノ化による「市場の失敗」とともに、世界中の金融監督行政が機能不全に陥った「規制の失敗」があげられている。各国における金融スキャンダルは投資家に被害を及ぼしただけでなく、経済危機を通じて消費者や勤労者にも被害を及ぼしている。このような状況の下で金融規制を抜本的に強化することは不可避であり、IMF、各国規制機関、G20などによる金融規制の検討がすすめられているが、ウォール街の巻き返しもあり、まだ金融規制の着地点は見えない。国際決済銀行（BIS）による新たな自己資本規制や国際会計基準審議会（IASB）による協同組合出資金の取り扱い金融協同組合にも多大の影響を及ぼすことから、ICA銀行委員会やEACBは活発なロビー活動を展開している。

それでは金融協同組合に対する規制のあり方はどうあるべきか。この小論ではこの問題に深入りする余裕はないが、ヨーロッパの協同組合にかかわる業界団体や研究者の主張をもとに基本的な考え方を提示することにしたい。

第1に、規制は利用者主導企業としての協同組合の特質を踏まえるべきである。国際財務報告基準（IFRS）は投資家に対して正確な財務情報を提供することを最大の眼目にしているが、投資家に最大のリターンを配当することを目標とする株式会社と異なり、協同組合は利用者の経済的社会的ニーズを満たすことを目標にしており、業績評価の基準が異なる。協同組合にとっても資本を効率的に活用することはもちろん重要であるが、それは唯一の目標ではなく、多くの目標の1つである。また、協同組合の出資金は譲渡性、価値増殖性のない可変資本である点も株式会社の株式と異なるが、これまでリスクをもった自己資本として機能してきた。ICAやEACB、日本生協連を含む協同組合陣営は国際会計基準審議会に対してロビーイングを行い、協同組合の特性を踏まえた会計基準を検討すべきであると主張している。さらに、新BIS規制（バーゼルⅢ）によれば、ある種の協同組合銀行の出資金が新たな自己資本基準であるコアTier 1に含まれなくなる可能性がある。その場合協同組合銀行は協同組合のステータスを放棄し、莫大な費用をかけて資本を再構成することを余儀なくされる。ICA銀行委員会はこのような規制改革が協同組合銀行の出資金に及ぼす影響について慎重に評価するようにバーゼル委員会に要請している。

第2に、規制は企業規模に基づいて行われるべきである（プロポーショナリティの原則）。1つの尺度ですべての企業を一律に規制することは非現実的でないばかりか、貸し手と借り手に様々な弊害をもたらす。これは金融庁が『金融検査マニュアル』について中小企業融資向けの別冊を作らざるを得なかった理由であり、逆に新BIS規制において「グローバルに活動しシステム上重要な金融機関（G-SIFIs）」に対する上積みの規制が提案されている理由でもある。現在金融機関規制について提案されているボルカー・ルールは、「too big to fail」（大きすぎて社会的影響が大きいため潰せない存在）に巨大化かつ複雑化し、投機的金融活動によって巨大損失を出したにも関わらず、巨額公的資金で救済せざるを得なかったアメリカの巨大金融機関に対する規制強化策として打ち出されている。

第3に、以上のことから、市場における企業形態や規模の多様性を認識したうえで規制を適用すべきである。これは自然環境における「生物多様性」に倣った考え方である。市場にはハイリスクを取ってグローバルに活動する投資銀行のような企業形態もあれば、リスク回避的でローカルに活動する金融協同組合もあり、両者があいまって市場の安定性が生み出される。これはリーマン・ショックの後、多くの国際機関や協同組合、研究者が表明した考え方である。

2012年3月にベネチアで開かれた「よりよい世界のための協同組合の理解を促進するための国際研究会議」は協同組合研究に関する世界的な権威が集合したイベントであったが、元欧州委員会委員長のプロディ氏も参加して協同組合モデルへの期待を表明した。この会議の参加者によって採択された「欧州経済の回復と成長のための協同組合銀行の重要性についてのアピール」は、経済の土台である中小企業と家計の金融ニーズに応える金融協同組合の重要性を評価し、多様性をもった銀行システムを維持することの重要性を強調し、画一的な新しい金融規制の枠組みが金融協同組合の活動を脅かしていると懸念を表明し、規制当局が金融協同組合の特質を認識するよう要請している。ⁱⁱⁱ

5. 今後の金融協同組合の役割と課題

第1に持続可能な金融協同組合のビジネスモデルを確立することである。日本経済の低迷と超低金利政策の継続により、日本の金融機関は不良債権の増加と預貸率の低下、資金運用難と国債への依存という共通の問題を抱えており、リーマン・ショックはこのような傾向に拍車をかけた。金融協同組合も例外ではなく、農協は農業投資の縮小と金余りから住専問題に苦しみ、今回の金融危機においても米国債の大量保有によって莫大な損失を被った。信用金庫や信用組合は長期不況による地域経済の停滞から中小企業の不良債権に苦しみ、組織や支店の統廃合が急速にすすんでいる。労金もこれまで住宅ローン貸付に特化してきたが、人口減少と賃金の停滞により、新たな展開が求められている。金融協同組合の地域金融の担い手としての役割は今後ますます強まることは確実であるが、他の金融機関も参入するなかで競争が激化することも不可避である。金融協同組合が協同組合としての特質（利用者がその利益のために所有し、管理する企業）を明確にし、地域社会・経済に貢献する金融機関としてのビジネスモデルを確立することが求められている。

第2に、金融協同組合の倫理政策を確立することである。アメリカやイギリスでは社会的責任投資（SRI）が発達しており、イギリスの協同組合銀行やオランダのトリオドス銀行、イタリアの倫理銀行など、社会的金融（ソーシャル・ファイナンス）への関心が高まっているが、日本では銀行の社会的責任、倫理政策への取り組みは押し並べて低調である。大手銀行は統合合併を繰り返してメガバンクとなったが、その巨大な存在にもかかわらず、社会的な取り組みはきわめて弱いのが実情である。このような環境の下で、金融協同組合が持続可能な社会に向けてのリーダーシップをとることが求められていると考える。この点で海外の金融協同組合が社会的取り組みを行い、社会的責任投資に取り組んでいる実践例から学ぶべきである。

第3に金融協同組合の業界団体を確立することも今後の検討課題である。金融協同組合の全国連合組織は業態別に組織されているが、全国銀行協会、全国地方銀行協会のような個別

企業を超える業界団体は存在しない。自主的な研究交流団体としては協同金融研究会が存在するが、日本共済協会のような政策や法律への対応、役職員の教育訓練、組合員からの苦情処理などにかかわる機能はもっていない。今後、金融規制や会計基準の収斂の圧力の中で金融協同組合としての立場を明確にし、内外に発信していくためには横断的な連絡調整組織が必要となろう。また、このようなグローバル化の流れの中で協同組合の立場を明確にするために、ICA 銀行委員会のような国際組織とも恒常的な情報交換を行うことが求められている。

ⁱ この小論は拙稿「協同組合の原理と信用協同組合への期待」（全国信用組合中央協会編『2012年国際協同組合年記念論文集』）を要約し、一部加筆したものである。

ⁱⁱ ジョンストン・バーチャル，ルー・ハモンド・ケティルソン著，『生協総研レポート』2013年10月に掲載。

ⁱⁱⁱ 同上



TPP が日本の地域社会・経済に与える 影響を考える

京都大学大学院経済学研究科 教授 岡田 知弘

1 TPP は農業関税撤廃協定ではない

安倍首相は、昨年の総選挙時の公約を早々に破棄し、米国はじめ 11 か国との事前協議を急ぎ、本年 7 月から正式に TPP 交渉に加わった。首相は、その理由として、コメをはじめとする農産物の「聖域 5 品目」について「国益」を守れる見通しがついたことと、交渉参加によってルール作りに参画する必要があることをあげた。

しかし、米国政府の文書は、全く異なった表現となっている。つまり日本が例外品目なしの関税撤廃に合意したこと、保険や農薬、食品添加物、知的財産権、政府調達等 9 分野についての非関税障壁撤廃については今後追加される見通しであること、TPP とは別に日米個別交渉を継続することが、記されているのである。しかも、米国交渉官は、後発参加国のカナダ、メキシコと同様、日本側は従来 of 合意文書の修正を求めることができないと繰り返し発言している。

すでに日本政府は、事前交渉段階で狂牛病対策を目的にした食肉輸入規制の撤廃を行ったり、自動車・かんぽ生命・ゆうちょ銀行について米国側からの要求を受け入れており、今後とも米国側から TPP 「入場料」のさらなる上積みが必要とされる可能性は大きい。

もともと、2010 年 1 月にオバマ大統領が、米国の多国籍企業連合の要求に応え、再選を目的に 5 年間で輸出を倍増し雇用を 200 万人に増やす計画を発表したことが現下の TPP 問題の発端である。そのために、ニュージーランド他 3 カ国によって 2006 年に発足した既存の TPP (P 4) に注目し、その枠組みの拡大を図るために、9 カ国交渉を開始したのである。これを受けるかたちで 2010 年秋には、日本の菅首相 (当時) と日本経団連、そして大手マスコミが TPP への参加を声高に主張しはじめる。

その頃から、「1. 5% の農業のために 98. 5% が犠牲になってもいいのか」といったキャンペーンが、政府高官、財界、大手マスコミ総がかりでなされてきた。しかし、TPP は農産物の関税撤廃をターゲットにした古典的な関税協定ではない。交渉では、全てのモノやサービス貿易、金融・医療の自由化、各種非関税障壁の廃止、投資、労働力移動の自由化に加え、政府や地方自治体による公共調達、環境や食品の安全規制の緩和も含む多分野にわたる国境障壁を限りなく低めることをめざしている。いわば米日多国籍企業にとって活動のしやすい制度空間に統一することをねらったものである。現に、米国通商代表部代表補のカトラー氏は、2011 年 12 月に「既に工業分野などでの日本の関税率は極めて低い水準にあるとし、米企業が直面しているのは非関税障壁だ」と表明していた。

2 TPPが地域経済・国民生活に与える影響

次に、TPPが地域経済や国民生活に与える影響について検討してみよう。TPPではあらゆる工業製品が関税撤廃対象の品目になっており、当然、中小企業が扱う全製品が含まれる。それだけではない。サービスの分野も重視されており、弁護士事務所や会計事務所なども非関税障壁撤廃の対象となると考えられる。金融サービス分野も重視されており、中小企業の経営や地域経済を支える役割を担ってきた共済、信用金庫などの地域金融機関についても、郵政に次いで米国の金融資本の市場開放要求の対象となっている。

国民の健康や安全な暮らしを守るための食品安全規制や原産地表示規制なども、非関税障壁の典型として問題になってくる。前述したように既に事前交渉の段階で、日本政府は食肉輸入規制を撤廃してしまっている。これは国民の健康に関わる問題である。

医療・薬品の自由化も重要なターゲットになっている。米国では営利病院が認められており、これらの医療資本の進出圧力が強まっている。これを許せば日本の国民皆保険や診療所制度を崩壊させることになる。

また、医薬品の認可については、日本では薬害問題もあるので厳しい規制が行われてきた。米国が要求するように、米国で認可された医薬品が日本でも自由に使用できるようになると、国民の健康が害される可能性がある。さらに、米国企業は、知的所有権による収益を確保するために、ジェネリック薬品の使用を制限するよう要求しており、そうなれば国民の医療費負担が増大することにもなる。

この米国の医薬品企業の中には日本の多国籍企業の現地法人も入っている。つまり、TPPは、米国対日本という国と国との対立ではなく、「少数の多国籍企業」対「圧倒的多くの国民の利益」という対立構図としてとらえるべき問題である。

3 懸念される政府調達や中小企業振興基本条例への影響

もうひとつ問題になってくるのが、「政府調達」である。これには政府機関だけでなく地方自治体も含まれる。現状でもWTO協定の下で、国や都道府県、政令市が公共事業や物品、サービスを発注する時に、一定金額を超えると国際入札が義務付けられている。TPPに入るとこの最低価格が一層低下すると考えられる。TPPの母体であるP4では、物品やサービス調達についての国際入札基準は600万円台、工事については6億円台である。今回の拡大TPPでは、国際入札基準は、そのラインまで下がってくる可能性が大であり、市町村の公共調達においても、地元中小企業がTPP圏内の企業との価格競争に晒されることになろう。

さらに、現在、全国各地で中小企業振興基本条例をつくり、地方自治体が地域経済の最大部分を占める中小企業の育成を系統的に行う動きが広がっている。道府県では過半数の25に達している。しかしTPPが締結されれば、国内・地元中小企業を優先した工事発注や受注機会の拡大、地産地消などを中小企業振興基本条例で掲げていても、実質的に発動できなくなるか、条例自体が問題になる恐れもある。

それは、TPPの交渉分野の一つであるISD（投資家と国家の紛争処理）条項の存在によって生じている。例えばTPP圏内の多国籍企業にとって受注機会が喪失する、あるいは何らかの投資機会の障害となると認識された場合、国際紛争処理機関に訴えることができるという取り決めである。

つまり、TPPは農業だけの問題だけではなく、地域の産業や地方自治、そして国民生活全体に関わる問題でもある。

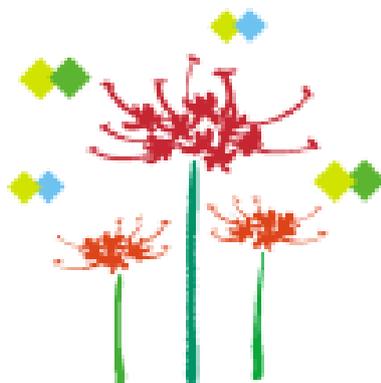
4 日本の国家主権・国民主権も侵すTPP

加えて、米国と日本の法体系との根本的違いがある。米国法では、条約と国内法は対等の関係であり、外交・通商権をもつ議会が履行法を定めれば、条約を順守する必要がなくなる。ところが日本はじめ他の交渉国の場合、条約は国内法の上に立つと憲法上定められており、TPP条約の締結後はそれに従わなければならない構造となっている。他国には市場の開放を迫り、自らの国内産業は保護できる米国。ここに、TPPが「不平等条約」と言われるゆえんがある。

さらに、おかしなことに、交渉ルールとして交渉中の情報は利害関係者以外一切出さない、国会にも明らかにしないということが約束されているうえ、条約締結後4年間は国民に対して交渉内容を公開してはならないというルールが定められている。したがって国民主権も国家主権も完全にないがしろにされている、まさに「異常な契約」（ケルシー・オークランド大学教授）であるといえる。

5 おわりに

そもそも、日本のほとんどの地域は、TPPの利益を一身に受ける多国籍企業ではなく、中小企業や農家、協同組合、NPO等の経済活動によって成り立っており、それらは単に所得や雇用を生み出すだけでなく、地域社会を維持したり、国土の保全を行う人材の多くを担っている。これらの経済主体の地域内再投資力を強めることこそ、国や地方自治体に求められている。



増刷しました!

協同金融研究会「提言集」
「協同組織金融の役割発揮のために」
普及にご協力ください

この程まとまった「国際協同組合理年にあたり協同組織金融機関の役割強化のための提言」は、200年の提言「21世紀の協同組織金融機関への提言（中間的なまとめ）」と2004年の「『協同組織金融機関の行動規範』の提言」を踏まえて、2012年の「国際協同組合理年」を迎えて検討を重ねてきたものです。

2011年3月11日の東日本大震災からすでに2年を経過しました。各種の協同組合の方々が被災地の支援に取り組み、被災地の協同組合も地域の住民に寄り添いながら、復旧・復興に向けた取り組みを強めています。しかし、復興に向けた道のりは依然として険しいものがあります。この状況のなかで、協同組織金融機関の諸組織が取り組むべき課題も山積していると思います。今回の私共協同金融研究会の提言がその道筋に少しでも貢献できれば、という思いで発表させていただいた次第です。議論すべきこと、検討すべきことは尽きないと思います。これらをご一読いただき、協同組織金融機関の役割がより一層強化されることを望んでいます。

そのために本「提言集」の普及にご協力をお願いする次第です。以下の、購入申込書をご利用いただき、事務局までお送りいただければ、幸に存じます。

2013年3月 協同金融研究会

協同金融研究会「提言集」
「協同組織金融の役割発揮のために」
購入申込書

標記冊子を以下の通り、申し込みます。

年 月 日

(団体名又は氏名)

(担当者名)

(電 話)

(送付先住所) 〒

申込み部数 [_____] 部

* 頒価は以下の通りとします。

一般頒価：1部400円(送料80円)

協同金融研究会会員頒価：1部300円(送料80円)

なお10冊以上の場合、一般頒価1部250円、会員頒価1部200円、送料無料。

<申込み先> 〒102-0083 千代田区麴町3-2-6-3B 日本福祉サービス評価機構

協同金融研究会(電話&FAX 03-3262-2260/mail sasanotn@nifty.com)

◆定例研究会のご案内◆

第 113 回定例研究会開催のお知らせ

ようやく秋めいた季節になりましたが、皆様におかれましては益々ご清祥のことと拝察いたします。

景気は上向きつつあるとの政府や日銀の観測が喧伝され、消費税の増税と、法人税の減税、復興特別法人税の前倒し廃止などが矢継ぎ早に打ち出されています。しかし、中小商工業者や庶民にとっては依然として生活が上向き気配が感じられず、日々の事業や暮らしに追われているのが実情だと思います。

そうした状況の中で、協同組織金融機関の役割や期待も大きくなっていると思いますが、今回の定例研究会では、この間、協同組合原則に基づいた経営・運営面での革新を図ってきた城南信用金庫理事長の吉原様からお話をお伺いし、参加者の皆様と議論を深めていきたいと考えております。

お忙しい時期とは存じますが、皆様の積極的なご参加をお願いし、ご案内申し上げます。

記

1. 開催日：2013年11月21日（木）午後7時～8時30分
*従来の開始時間とは若干異なりますので、ご注意ください。
2. テーマ：**信用金庫の経営について**
3. 報告者：**吉原 毅氏**（城南信用金庫理事長）
4. 会場：**プラザエフ（主婦会館）5階「会議室」**
（JR、地下鉄丸ノ内線・南北線「四ッ谷駅」麴町口下車徒歩約1分）
5. 参加費：1人1,000円
6. 申込：ご氏名・ご所属を記入してFAXまたはe-mailで、**11月15日（金）まで**に、事務局にお申し込みください。
協同金融研究会 事務局（担当：笹野、小島）
【FAX】03-3262-2260 【e-mail】sasanotn@nifty.com

★予告！ 2013年度先進業務事例視察を開催します★

恒例の先進業務事例視察をことしも開催します。今年は、下町の町工場の方達が集まって大学や研究機関とも連携して、独自のプロジェクトとを立ち上げ、モノ作りに取り組んでいる事業とそれを支援している協同組織金融機関の取り組みを視察します。日程と主な内容は以下のとおりですが、詳細は決まり次第、改めてお知らせします。ご関心のある方は、是非ご予約ください。

日時：11月29日（金）午後1時～5時

内容：無人深海探査機「江戸っ子1号」開発の取り組みについて

場所：東京都墨田区

★ホームページを10月末に開設します。まだ、内容的には不十分ですが、会員の皆様のご意見を踏まえて、充実していきたいと思っています。ご意見をお寄せください！

URL：kyodokinyu.org